

令和4年度商品・サービス高付加価値化支援事業費補助金 に関するよくあるご質問（Q&A）

このQ&Aは、随時項目を追加していく予定ですので、更新日付にご注意ください。

[目 次]

1. 補助対象者	P 2
2. 補助対象事業（経費）	P 4
3. 補助対象期間	P 7
4. 補助金の交付	P 9
5. その他	P 10

【1. 補助対象者】

Q 1. 小規模事業者や個人事業主も対象となりますか？

A 1. 対象となります。

Q 2. 農家は対象となりますか？

A 2. 個人農家や、株式会社や有限会社といった会社法上の農業法人であれば対象となりますが、農事組合法人は対象外となります。

Q 3. 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人は、補助対象になりますか？

A 3. いずれも対象となりません。

本事業では、中小企業基本法に定める中小企業者その他これに準ずる団体として、事業協同組合、企業組合、協業組合を対象としています。

なお、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなすため、対象外となります。

Q 4. 商品・サービスの高付加価値化に向けて2つの事業を新規に始める予定であるが、2件同時に申請することは可能ですか？

A 4. できません。1事業者あたり1回限り申請可能です。

Q 5. 複数店舗に分けて申請することは可能ですか？

A 5. できません。1事業者あたり1回限り申請可能です。

Q 6. 飲食事業と物販事業を複数店舗で行っているが、事業または店舗単位で対象要件を満たしていれば、対象になりますか？

A 6. 事業や店舗ごとではなく、企業単位で対象要件を満たしている必要があります。

Q 7. 国の月次支援金や県の時短要請協力金は、売上高に計上すればよいですか？

A 7. 売上高に計上しないでください。

本補助金の粗利益の比較にあたっては、いわゆる給付金や補助金収入は、別途、明確に報告してください。

Q 8. 事業計画の策定にあたって、商工会・商工会議所等の支援機関や金融機関の関与は必須ですか？

A 8. 必須ではありませんが、商工会・商工会議所、石川県中小企業団体中央会等の公益支援機関や取引先の金融機関、税理士等の認定経営革新等支援機関と一体と

なって取り組む場合は、本補助金の審査において加点することも検討しています。

Q 9. 1年契約などで、毎月支払いが発生しますが、契約期間が補助対象期間外の経費は対象となりますか？

A 9. その経費が補助対象となる経費であれば、補助対象期間中の支払い分は対象となります。見積書や振込受領書を提出する際に手書きでも構いませんので、計算式も記載してご提出ください。

(例：120,000円×5/12=50,000円)

Q 10. 県内に本社を有しているが、事業実施場所は県外である場合、対象となりますか？

A 10. 補助対象外となります。実施場所も含め、県内である必要があります。

Q 11. 新規事業を行うための準備を始めているが、補助対象となりますか？

A 11. 商品・サービス又は事業の高付加価値化に向けた各種準備（店舗改修やテスト販売等）は、事業開始とみなしません。令和4年9月頃（交付決定日以降）には、本格的に事業をしていなければ対象なりません。

Q 12. 法人税申告書又は、確定申告書のコピーについて、收受印のある控えを保有していない場合、納税証明書等で代用できますか？

A 12. 原則、税務署の收受印のある申告書の控え（文字が読めるのであれば写真でも可）を取り寄せするなどの対応をお願いしておりますが、難しい場合に限り、確定申告書記載の申告納税額と納税証明書記載の申告額が一致している納税証明書（その2所得金額用）の提出で代用できるものとします。

Q 13. 事業再構築補助金等の国の補助事業に採択されている場合、同一事業の延長で経費を切り分けし、本補助金で設備追加導入等の経費を計上できますか？

A 13. 事業再構築補助金において、同一事業の延長は認められていないため、対象外となります。『令和二年度第三次補正中小企業等事業再構築促進補助金交付規定第22条（5）』もご確認ください。

Q 14. 個人事業主で、親族から事業承継した場合、前事業主の確定申告書があれば対象となりますか？

A 14. 親族に限り対象とします。ただし、事業承継をしたことがわかる書類が必要となりますので、ISICOにご相談ください。

【2. 補助対象事業（経費）】

Q 1. この補助金はどのような取組（事業）が補助対象となりますか？

A 1. 商品・サービス又は事業の高付加価値化を通して、収益力の向上を図る取組を幅広く支援することとしています。

Q 2. どのような経費が補助対象となりますか？

A 2. 商品・サービス又は事業の高付加価値化に要する経費は、建物の改装費、機械装置・システム構築費、開発費、展示会等出展・開催費、広告宣伝費、外注・委託費等です。

詳しくは「公募要領6～7ページ」を必ずご確認ください。

Q 3. 補助対象とならない経費はありますか？

A 3. 事業に係る自社の人件費・旅費、販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費、文房具などの事務用品等の消耗品代等は補助対象外です。

詳しくは、「公募要領7ページ」を必ずご確認ください。

Q 4. 移動販売用のキッチンカーの導入費は、補助対象となりますか？

A 4. 商品・サービス又は事業の高付加価値化に必要なものであれば、対象となります。ただし、特殊用途自動車（8ナンバー）と呼ばれる加工車登録を行っている場合に限りです。

また、貨物車（1ナンバー、4ナンバー）をキッチンカーとして使用する場合は、車両本体は補助対象外ですが、積載される機材のみ（取付費用含む）を補助対象とすることができます。

詳しくは、「公募要領7ページ」を必ずご確認ください。

Q 5. デリバリー用のバイクの導入費は、補助対象となりますか？

A 5. バイク本体は対象外ですが、積載される機材のみ（取付費用含む）を補助対象とすることができます。

Q 6. 自ら展示会・見本市等のイベントを開催する場合は、対象事業に含まれますか？

A 6. 商品・サービス又は事業の高付加価値化を目的としていないものや、特定の顧客を来場対象とする場合、開催日が確定していない場合等は対象外となりますが、それ以外は対象事業に含まれます。出展者に対して負担金を徴収する場合は、事前にI S I C Oにご連絡ください。

Q 7. 予定していた展示会等のキャンセル料は対象となりますか？

A 7. ①展示会自体が中止となった場合、②緊急事態宣言等により会場に行くことが困難な場合に発生するキャンセル料については、補助対象とします（自社都合による出展キャンセルの場合は対象外）。

ただし、申請当初の申請内容とは異なる経費を対象とすることとなるため、速やかに I S I C O に連絡し、事前に指示を受けてください。

Q 8. 出展予定だった展示会が中止となり、補助対象期間の範囲内で同等の他の展示会に出展する場合も対象となりますか？

A 8. 対象となりますが、申請当初の申請内容とは異なる経費を対象とすることとなるため、速やかに I S I C O に連絡し、事前に指示を受けてください。

Q 9. 送料や代引き手数料、消費税は補助対象経費に含まれますか？

A 9. 送料は対象に含まれますが、代引き手数料や消費税は対象になりません。

なお、送料を対象経費に含んで申請する場合、送料は内税となっている場合が多いので、差し引いて計上してください。

Q 10. 展示会出展・開催等で使用する「来客用マスク」や「アルコール消毒液」などの消耗品は対象になりますか？

A 10. 消耗品や事務用品は対象外になります。

Q 11. インフルエンサーの活用は広告宣伝費と専門家経費のどちらに計上すればよいですか？

A 11. 広告宣伝費に計上してください。

ただし、実績報告の際に添付いただく疎明資料については、専門家経費に準じて、ご提出ください。

Q 12. 既に自社 E C サイトや H P がある場合、その改良は対象事業に含まれますか？

A 12. 商品・サービス又は事業の高付加価値化にかかるものであれば対象となります。ただし、次の 3 点にご注意ください。

① 50 万円／費目が補助対象経費の上限となります。

② 交付申請の際には、仕様書または企画書等（完成イメージが分かり、経費の根拠が明確に確認できるもの）も一緒にご提出ください。

③ 単に E C サイトや H P を制作するだけでは、事業の効果の測定が難しいため、他の事業との相乗効果等、見込まれる効果を具体的に記載してください。

Q 1 3. 試作のために機器が揃っている施設を借り上げる費用は対象となりますか？

A 1 3. 事務所等として借り上げる場合は対象外となりますが、試作のためなど、一時的に借り上げる場合であれば、対象となります。試作のために借り上げるのであれば、開発費として計上してください。

ただし、その場合においては、原則、施設として料金を設定して貸し出しを行っている企業から借り受ける必要があります（個人からの貸し出しは不可）。

Q 1 4. 建物の改装費について、建物の新築に係る経費は対象となりますか？

A 1 4. 建物の新築に要する経費は、補助事業の実施に真に必要不可欠であること及び代替手段が存在しない場合に限り認められます。また、本事業の補助対象期間である令和5年2月28日（火）までに事業が完了することが前提となります。

【3. 補助対象期間】

Q 1. 補助対象期間（経費が補助対象となる期間）はどのくらいですか？

A 1. 交付決定日以降から令和5年2月28日（火）までです。

ただし、やむを得ない特段の事情がある場合、事前に I S I C O が認めた場合に限り、対象期間を延長することができます。

Q 2. 補助対象期間の最終日に納品のあった機械装置の支払いを、翌日（対象期間外）に行った場合は、補助対象外となりますか？

A 2. 補助対象外となります。

補助対象期間内に納品及び支払いまで全て完了したものが対象となるため、ご注意ください。

Q 3. 交付申請時に予定していた事業実施期間よりも短期間で事業を終了してもよいですか？

A 3. 交付申請時に予定していた事業実施期間よりも短期間で補助事業を完了することは差し支えありませんが、補助対象期間を超えることは認められません。対象期間内にすべての手続きを完了する必要があります。

ただし、やむを得ない特段の事情がある場合、事前に I S I C O が認めた場合に限り、対象期間を延長することができます。

Q 4. 見積書を交付決定日前に受領しましたが、問題ありませんか？

A 4. 見積書の作成依頼・受領は事業の着手とはみなされませんので、問題ありません。ただし、実際の発注時点における見積書の有効期限切れによる金額の変更に
ご注意ください。

Q 5. 展示会の申込みを交付決定日前に行いましたが、支払いを交付決定日以降に行った場合は対象となりますか？

A 5. 請求書の発行日や支払日が交付決定日以降であれば、補助対象となります。

ただし、令和5年2月28日（火）までに支払いと申請した取組を終えていただく必要があります。

Q 6. 補助対象期間中に開催される予定だった展示会が補助対象期間以降に延期になった場合、補助対象期間として対象となりますか？

A 6. 交付申請時に予定していた展示会が補助対象期間外となった場合、出展をキャンセルすれば、キャンセル料やすでに支払い済みの費用（広告宣伝費等含む）は補助対象となりますが、令和5年3月以降に延期した展示会に出展する場合、その出展料等一式は、原則、補助対象外となります（令和5年2月28日（火）までの出展分のみ対象）。

【4. 補助金の交付】

Q 1. 補助金は先着順ですか？

A 1. 先着順ではありません。申請受付終了後、厳正な審査の上、予算の範囲内で、より優れた取組を採択（補助対象者を決定）します。なお、審査結果（補助対象者となるか否か）は、申請者に対して文書により通知します（審査に係る内容や不採択理由については、一切お答えできません）。

Q 2. 申請すれば必ず交付されますか？

A 2. 必ず交付されるものではありません。審査結果次第で、不採択（不交付）となる場合があります。また、予算の範囲内で交付するため、採択された場合でも申請金額の全てに応じられないことがあります。

Q 3. どのような観点で審査するのですか？

A 3. 商品・サービス又は事業の高付加価値化に向けた取り組みに関して、主に以下の4つの観点から審査する予定ですので、審査基準に沿って事業計画を記載してください。

1. 原油原材料高の影響
 - ・会社全体の収益に対して、相当の影響を受けているか
2. 事業計画の実現可能性
 - ・本事業計画の実現のために必要な実施体制が構築されているか
3. 実施事業の独自性
 - ・既存製品等との代替性が低く、差別化が図れるものか
4. 実施事業の市場性
 - ・対象とする市場や顧客からのニーズがあるか
 - ・相当程度の収益力の強化が図れるものか

Q 4. 採択・交付決定は、いつ頃になりますか？

A 4. 現時点では、9月頃を予定しています。

Q 5. 補助金の支払いは、いつ頃になりますか？

A 5. 補助事業完了日（交付決定前に事業が完了した場合は、交付決定日）から1ヶ月以内又は、令和5年2月28日（火）のいずれか早い日（土日祝日含む）までに、実績報告書等の提出を受け、適切な事業の執行を確認できた後（補助金額の確定後）、全額精算払いとなります。

なお、書類に不備がない場合は、2月28日（火）までに提出いただいたものを優先的に処理していきますが、3月に入っての提出の場合、提出物の集中が予想されるため、補助金の支払いは遅れる場合があります。

【5. その他】

Q 1. 「給付金や協力金」と「補助金」の違いを教えてください。

A 1. 「給付金」は、提示されている条件を満たしていれば、受け取ることができるのに対して、「補助金」には、審査があるので、『申請したら必ずもらえる』というものではありません。補助の有無や金額は「事前の審査」と「事後の検査」によって決まります。また、原則、補助金は後払い（精算払い）になるため、事業の実施後に必要書類を提出して検査を受けた後、受け取ることができます。

ただし、申請内容に虚偽がある場合は、交付決定取り消しや交付済み補助金の返還を求める場合がありますので、ご注意ください。

Q 2. 過去に公募していた「令和3・4年度新分野進出・事業転換支援事業費補助金（ISICO）」、「令和3年度飲食・観光関連事業者需要開拓緊急支援事業費補助金（ISICO）」や国の事業再構築補助金など、他の補助制度との併用は可能ですか？

A 2. 同一の事業内容で、他の補助制度との併用はできません。内容が異なる（補助対象経費の明確な区分ができる）事業であれば、併用可能ですが、同一事業で複数の補助金を受けることはできません。

他の補助制度の規定に反しないかは十分ご注意ください。

Q 3. 交付申請書（第1号様式）の直近売上高は1か月分のみ記載すればよいでしょうか？

A 3. 決算期（個人事業主の場合は毎年1月～12月）の1年間の売上を記載してください。

Q 4. 確定申告が白色申告の場合、粗利益の算出方法を教えてください。

A 4. 算出方法については、「公募要領16ページ」に詳しく追記掲載しましたので、ご確認ください。

Q 5. Windows8.1 や Mac のパソコンで開くと、第1号様式のExcelファイルのレイアウトが崩れて表示されますが、どう対応すればよいか教えてください。

A 5. (Windows をご利用の方)

ファイルを開く推奨環境は、OS : Windows10 以上です。

上記以外の場合、レイアウトが崩れて表示されたり、ファイルが開けなかったりする場合があります。

(Mac をご利用の方)

Windows で開くことができる場合は、Windows でご利用ください。

Windows をご利用できない場合は、PDF 版を印刷し、手書きでご提出くださいますようお願いいたします。

(第1号様式 - 3,4) のワード文書は、ホームページ上に添付してあります。

なお、手書きの場合も、レイアウトが崩れていてもよいので、可能な限り第1号様式のExcelファイルに転記の上、データの提出にご協力をお願いします。

【データ提出先】

E-mail:shinbunya@isico.or.jp

※申請書の第1号様式-2に記載されている【採択通知に係る本件担当者情報のメールアドレス】から、送信してください。

※申請書の第1号様式別紙1の確認書は自筆のため記載不要です。